

	2) 副次目標の達成状況	<p>【達成状況】 —</p> <p>【達成状況に対する評価】 —</p>																																								
②事業効果の発現状況		<p>【費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化】</p> <table border="1" data-bbox="443 369 1364 728"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>事業採択時</th> <th>実績</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">事業期間</td> <td>H17～H24</td> <td>H17～H25</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">事業費 (億円)</td> <td>工事費</td> <td>—</td> <td>1.25</td> <td></td> </tr> <tr> <td>用地補償費</td> <td>—</td> <td>6.87</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>—</td> <td>0.35</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>7.50</td> <td>8.47</td> <td>+0.97 (+13%)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">効果の 算定要因</td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>【事業期間に対する評価】 本事業は、平成24年度に事業完了予定であったが、用地取得に期間を要したため、事業の完了は平成25年度となった。 事業期間の延長は1年にとどまり、事業採択時の事業期間の設定は概ね妥当であった。</p> <p>【事業費に対する評価】 事業費は事業採択時と比較し、0.97億円(13%)の増額となった。要因としては、補償費の再精査等によるものである。事業費の増額は13%にとどまり、事業採択時の事業費の設定は概ね妥当であった。</p> <p>【効果の算定要因に対する評価】 本事業は、走行時間短縮や走行経費減少を目的とした事業ではないことから、便益については算出していない。</p>			事業採択時	実績	備考	事業期間		H17～H24	H17～H25		事業費 (億円)	工事費	—	1.25		用地補償費	—	6.87		その他	—	0.35		合計	7.50	8.47	+0.97 (+13%)	効果の 算定要因		—	—									
			事業採択時	実績	備考																																					
事業期間		H17～H24	H17～H25																																							
事業費 (億円)	工事費	—	1.25																																							
	用地補償費	—	6.87																																							
	その他	—	0.35																																							
	合計	7.50	8.47	+0.97 (+13%)																																						
効果の 算定要因		—	—																																							
③事業実施による環境の変化		<p>本事業の実施により、交通円滑化及び歩行者等の安全が確保され、道路の利用環境が改善された。</p>																																								
III 対応方針（案）																																										
今後の事後評価の必要性	所期の事業目的を達成しており、今後の事後評価の必要性はないものとする。																																									
改善措置の必要性	事業目標に対する効果が十分に発現しており、新たな課題もみられないため、改善措置の必要性はないものとする。																																									
同種事業に反映すべき事項	交差点改良と歩道設置を同時に実施することにより、自動車だけでなく交通弱者である歩行者等の安全も図れるため、交差点改良を実施する場合は、併せて改良区間の歩道等の設置の必要性についても検討する。																																									
IV 事業評価監視委員会の意見																																										
交通安全対策事業（交差点改良事業、一般県道斉藤羽黒線、丹羽郡扶桑町大字柏森地内）の対策方針（案）〔改善措置等必要なし〕を了承する。																																										
V 対応方針																																										
改善措置等必要なし																																										